平成２５年（フ）第４４９号
大阪府泉南市樽井９丁目３番３―701号、前住所大阪府泉南市樽井７丁目６番21号エスポワール泉南Ａ201号室
債務者　西岡　悦子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４６５号
大阪府和泉市池田下町207番地の５　デイジー102号、前住所大阪府和泉市山荘町269番地の10
債務者　三田　直樹
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３２９号
奈良市大宮町１丁目９番19―103号
債務者　奥田　栄子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２４３号
香川県高松市庵治町2144番地６
債務者　白石いずみ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６号
福岡県大牟田市黄金町１丁目18番地　グランドハイツ黄金101号
債務者　髙田　尚美（旧姓沖永）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第５８号
福岡県大牟田市大字歴木535番地４　高泉市営住宅18棟42号
債務者　古薗　敏男
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３０２号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目25番21―201号　吉長荘
債務者　新澤　徳郎
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３０８号
沖縄県那覇市長田２丁目33番48―811号　コートヴィレッジ那覇
債務者　長谷川　聡
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３１１号
沖縄県南城市佐敷字仲伊保488番地１　県営仲伊保団地３―302
債務者　武田　睦子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第７４０号
千葉県八千代市大和田新田1036番地２　ベルウッド壱番館103号
債務者　篠﨑　重満
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７５０号
千葉県市原市牛久297番地11　楓団地Ｔ―43
債務者　宮原　忠郎
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７６６号
千葉県船橋市二和西４丁目29番５号　エスポワール102号
債務者　宮﨑　尚重
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７６７号
千葉県船橋市二和西４丁目29番５号　エスポワール102号
債務者　宮﨑　操子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７７５号
千葉市美浜区高洲２丁目７番18棟103号
債務者　松本　幸士
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７７７号
千葉市中央区南町２丁目２番８号　貴族館201号
債務者　平野　千恵
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７７８号
千葉県市原市若宮１丁目17番地５　アーバン旭市原５号館101号
債務者　小畑奈緒江
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７８９号
千葉県八千代市萱田1057番地　八千代ＴＹプラザＡ棟404号
債務者　小笠原由香
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係